

# 知っていますか？

## 「ペダル付き電動自転車」と



## 「電動アシスト自転車」は違います!!

「ペダル付き電動自転車」とは、外形的に「電動アシスト自転車」によく似ていますが、道路交通法上の「原動機付自転車（原付バイク）又は自動二輪車」に当たり、運転するためには、それぞれに応じた運転免許証が必要になります！

「ペダル付き電動自転車」を道路上で運転するためには…



違反すると…

### 道路交通法違反

(無免許、整備不良など)

### 道路運送車両法違反

に問われること  
になります。



※ 電動モーターを作動させずに運転した場合（ペダルを用いて人の力のみによって走行させる場合を含む）でも、原付バイクや自動二輪車の「運転」となります。

「電動アシスト自転車」の特性と安全に利用するために



辛い坂道や重い荷物を載せるときなど、電動アシスト自転車はとても便利で快適な乗り物です。

ただ、特性を知らずに普通の自転車と同じ感覚で利用すると大きな事故につながるおそれがあります。

特性を理解して安全に利用しましょう！



## 熊本県警察